

	違反内容	レギュレーション違反への対応	違反事案を OFA司法機関にて審議	4種委員会	
	レギュレーション違反への対応	参加資格	試合前に「出場資格の無い選手」が出場しようとした事案が確認された場合は、大会本部より当該チームに指摘し改善を督促する。 改善が確認された場合、当該チームの試合を行う。	× 行わない	再発防止策検討
		試合終了後に「参加資格違反の選手が試合に出場していた事実」が確認された事案に対しては、「試合の没収」として当該チームは0-3で敗戦したものとする。妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.10】第7節附則【別紙1】3.その他の違反行為 3-3（出場資格の無い選手の公式試合への出場）	○ 行う	再発防止策検討	
ユニホーム 背番号・胸番号		レギュレーション違反が確認された事案は大会本部より当該チームに対して改善を督促して試合開始時刻迄に当該レギュレーションに適應した状態に改善が確認出来た場合、当該チームの試合を行う。	× 行わない	再発防止策検討	
アンダーシャツ アンダーパンツ		試合開始時刻迄に違反内容を改善出来ず依然レギュレーション違反状態である場合は、試合を開始せず「試合の没収」扱いとし、当該チームは0-3で敗戦したものとする。事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）	○ 行う	再発防止策検討	
審判			割当審判不履行(遅刻を含む)等が発生した場合は、大会本部は直ちに当該チームに状況確認と履行督促を行い、大会試合開始予定時間を担保する為に、必要に応じ有資格代替審判員を補完する。 事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）	○ 行う	再発防止策検討
			割当審判不履行(遅刻を含む)等の違反事案を発生させた当該チームには事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）	○ 行う	再発防止策検討
			審判服、審判証、ワッペンに関する違反事案を発生させた当該チームに対し事後の妥当な措置をOFA司法機関にて規定に準じて検討決定する。 ・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）	○ 行う	再発防止策検討

・JFA懲罰規定【P.11】第7節附則【別紙1 競技及び競技会に関する懲罰基準】3-7（チーム又は選手等によるその他の違反行為）

本規定に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協会の各種規定・規則の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規定第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。〈関連規定〉 JFA懲罰規定【P.2】第1節総則 第4条の2（加盟チームに対する懲罰）

・JFA懲罰規定【P.12】第7節附則【別紙2 競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則】第1条の1

都道府県協会等の司法機関は本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する